

犬を飼われる方へ

登録、狂犬病予防注射を忘れずに！

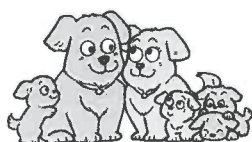
●犬の飼いかた

犬は必ずリードをつけて放さないようにしましょう。また、車や自転車を運転しながらの犬の散歩は大変危険ですのでやめましょう。

犬のふんの苦情が最近多数寄せられています。ふんの後始末は必ず飼い主の責任で行いましょう。

●飼い主の責任 (終生飼養)

犬を飼いはじめると長いきあいとなります。飼い主のもとを離れては生きていくことはできませんので、最後まで責任と愛情をもって飼いましょう。



◆連絡先窓口

本庁住民生活課

☎ 0859・54・5210

中山支所総合窓口室

☎ 0858・58・6111

大山支所総合窓口室

☎ 0859・53・3311

民生活課 各支所総合窓口室へ持参し、注射済票（当該年の注射済を示す番号プレート。首輪につけてください）の交付を受けてください。一頭につき550円。必ず手続きをしてください。

●犬の所在地変更、 死亡等は届出を

次に該当する時は三〇日以内に市町村担当窓口まで届け出をお願いします。

◆犬の死亡

◆犬の所在地の変更（新所在地の窓口へ届出）

◆犬の所有者変更（新所有者にて届出）

◆犬の所有者の氏名及び住所の変更

犬の所在地が他の市町村に変更となった場合は新所在地の市町村に登録を切り替え新鑑札へ引換交付を行います。新所在地の窓口へ旧所在地で交付された鑑札と犬の手帳を添えて届出てください。

負担をお願いするものとして、条例で手数料を定めています。

●集合注射の会場を 設定します

集合注射は、毎年4月に町内の会場で行います。補足として6月に本庁および支所でも行います。お近くの会場と日程は、広報だいせん3月号をご覧ください。か、住民生活課へお問い合わせください。

狂犬病の発生防止、侵入に対する対策は国内全体での接種率を上げることが最も重要です。そのために、飼い犬を登録しています。

●なぜ登録が必要で、 手数料がかかるの？

台帳で管理し、狂犬病集合注射の時期にはお知らせ、鑑札をはじめとした消耗品、管理のためのパソコン、人件費など、業務全体を運営していくために経費がかかります。それには税金で費用を配分させていただいておりますが、目的が特化した業務であることから犬を飼われる方に自分の

●狂犬病は 死亡率の高い病気です

狂犬病は、我が国では昭和32年以降発生していませんが、近隣の国をはじめ、世界中で依然としてあり、日本に侵入の危険性があります。発症すると死亡率がほぼ100%の大変恐ろしい病気です。

●飼い犬は 所在地の市町村に 登録が必要です

生後91日以上の子犬の飼い主には生涯1回の登録、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせること、犬に鑑札および注射済票を着けておくことが義務づけられています。未登録の犬を飼っておられる方は、本庁住民生活課、各支所総合窓口で手続きを行ってください。